

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県消防学校規則の一部を改正する規則	消 防 保 安 室
◎ 告 示	
○長崎県退職消防団員報償規程の廃止	消 防 保 安 室
・一般競争入札の参加者の資格等	人 事 課
・移動理由アンケートの実施	統 計 課
・保安林の指定	林 政 課
・保安林の指定の予定（2件）	〃
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（2件）	〃
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	人 事 課
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・大規模小売店舗の新設の届出（2件）	経 営 支 援 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
◎ 公安委員会規則	
○長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	警 務 課
○警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	〃
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生 活 環 境 課
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	交 通 企 画 課
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

規 則

長崎県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第14号

長崎県消防学校規則の一部を改正する規則
長崎県消防学校規則（昭和46年長崎県規則第41号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(入校資格) 第5条 消防学校に<u>入校する資格</u>を有する者は、消防職員等で品行が正しく、<u>身体</u>が強健であり、かつ、その者が属する<u>市町長</u>又は任命権者（以下「任命権者等」という。）の<u>推薦</u>する者でなければならない。 (懲戒) 第10条 校長は、学生のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、退学を命じ、又は謹慎若しくは訓戒の処分をすることができる。 (1) 性行不良で、<u>改悛</u>の見込みがないと認められたとき。 (2) 消防学校の規律を乱し、学生としての<u>体面</u>を汚したと認められたとき。 (3) 略 2 略	(入校資格) 第5条 消防学校に<u>入校資格</u>を有する者は、消防職員等で品行が正しく、<u>身代</u>が強健であり、かつ、その者が属する<u>市町村長</u>又は任命権者（以下「任命権者等」という。）の<u>推せん</u>する者でなければならない。 (懲戒) 第10条 校長は、学生のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、退学を命じ、又は謹慎若しくは訓戒の処分をすることができる。 (1) 性行不良で、<u>改しゅん</u>の見込みがないと認められたとき。 (2) 消防学校の規律を乱し、学生としての<u>対面</u>を汚したと認められたとき。 (3) 略 2 略

様式第1号及び様式第2号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第132号

長崎県退職消防団員報償規程（昭和48年長崎県告示第582号）は、廃止する。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

長崎県告示第133号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

長崎県新規採用職員前期研修期間中における宿泊施設借上げ

2 競争入札参加者の資格要件

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営み、かつ、同法第3条第1項の規定による旅館・ホテル営業の許可（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第3条の規定により当該許可を受けて旅館・ホテル営業を営むとみなされる場合を含む。）を有し、長崎県庁行政棟（長崎市尾上町3番1号）から徒歩による距離が1.5キロメートル以内に所在する宿泊施設を営業する者

3 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方公共団

体から受けている者又は受けるおそれがある者

- (6) 申請書の提出期限の日及び入札期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
 - (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
 - (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者
 - (10) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
 - (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の期間

この告示の日から令和3年3月2日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参により提出すること。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 法人にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあっては次の(㍿)及び(イ)

(㍿) 本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 使用印鑑届（様式第3号）

オ 県税に関し未納がないことを証する証明書

カ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

キ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

ク 提供する宿泊所の名称及び所在地、同宿泊所が所有する部屋のタイプ及び数等の概要がわかる資料

※ 提出書類は原本又はその写しとし、入札参加者資格申請書提出日前1月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(5) 申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部人事課

（電話）095-895-2153

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により申請者あて通知（郵送）する。

6 資格の取消し等

- (1) 入札参加者の資格を有する者が、3の(1)、(2)又は(11)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消す。

(2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第134号

長崎県統計調査条例（昭和26年長崎県条例第12号）第2条第1項の規定に基づき、移動理由アンケートを実施するので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

1 調査の目的

人口減少に対する効果的な施策の立案及び転入・転出施策の効果測定のため、県内全市町の窓口でアンケートを実施し、転入・転出の理由等を逐次把握することを目的とする。

2 調査事項**(1) 転出**

- ①転出の種別・転出先
- ②転出の理由
- ③転出後の勤め先の業種
- ④転出後の勤め先での仕事の内容
- ⑤転出前の勤め先の業種
- ⑥転出者の世帯員情報
- ⑦県外転出の背景
- ⑧市町独自項目

(2) 転入

- ①転入の種別・転入元
- ②転入の理由
- ③転入後の勤め先の業種
- ④転入後の勤め先での仕事の内容
- ⑤転入前の勤め先の業種
- ⑥転入者の世帯員情報
- ⑦転入者の出身地
- ⑧市町独自項目

3 調査の範囲

転入届（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する届出。以下「転入届」という。）又は転出届（同法第24条に規定する届出。以下「転出届」という。）の手続きのために来庁した者

4 調査の期日

調査票記入日現在

5 調査の方法

市町の窓口職員が、転入届又は転出届の手続きのために来庁した者に対して調査票を配布し、受領した者が配布された調査票を提出等する自計報告の方法による。

なお、転入届又は転出届を郵送等の方法により行う場合は、調査票を郵送等で回答する自計報告の方法による。

長崎県告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林の所在場所

対馬市厳原町久和字中原198の16・198の17（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、198の13、198の45

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中原198の13・198の16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

五島市岐宿町松山字皮部木948の1・字中島1278の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1278の15、字釘之内1371の1（次の図に示す部分に限る。）、1371の14、1374、字宇戸1613の3、字丸山1630の1（次の図に示す部分に限る。）、1630の5、1630の8、1630の21、1630の22、1630の26、1630の32、1630の33、字中尾1645の1（次の図に示す部分に限る。）、1645の2、1645の5、1645の7、1646、1656の3、1656の5、字切通2309の1、2309の3、2309の6、字白木河内2324の1（次の図に示す部分に限る。）、2324の3、2324の9

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

五島市岐宿町松山字箒ヶ窄283の1（次の図に示す部分に限る。）、283の2、字地藏道296の1（次の図に示す部分に限る。）、300、字セメント河内304の1（次の図に示す部分に限る。）、301の1、303の2、303の3、字八幡田1260の1、1260の3、1260の4、1260の9、1260の10、字鍛冶木場1668の1（次の図に示す部分に限る。）、1672の1、字中山1754の1、1754の3、1756、字三枚山1779の1・1779の17・1779の19（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1773、1779の2、1779の3、1779の10から1779の12まで、1779の14、1779の18、1779の21、1779の28、字長窄1968の2、字高添2006の1から2006の4まで、2007、字志田尾2023の1・2023の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2023の2、2023の3、2023の10、2023の11、2023の13、字大平2130の1（次の図に示す部分に限る。）、字寺木場2142の1（次の図に示す部分に限る。）、2142の4、2170、字金ノ山2171、2173の1、2173の2、2173の4、2174の1から2174の3まで、2174の8、2190の1、2190の4、2190の6、字崎目2254の1、2254の3、字白木河内2324の8（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 平戸田平線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市田平町一関免字立部78番1地先から 官公有無番地先（平戸市田平町一関免字立部67番1）まで	前	19.8～56.5	129.0	
	後	27.8～47.1	129.0	

長崎県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 大村貝津線	大村市久原二丁目1532番5地先から 大村市久原二丁目1356番2地先まで	令和3年2月19日

長崎県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大村外環状線	大村市久原二丁目1356番2地先から 大村市久原二丁目1356番2地先まで	令和3年2月19日

公 告

一般競争入札の実施（公告）

長崎県新規採用職員前期研修期間中における宿泊施設借上げについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

1 入札に付する事項

(1) 長崎県新規採用職員前期研修期間中における宿泊施設借上げ

ア 新規採用職員研修会場

長崎県庁行政棟（長崎市尾上町3番1号）

イ 予想延べ宿泊数 487泊

ウ 宿泊期間 令和3年3月31日から令和3年4月13日まで

エ 借上条件

（ア）旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営んでいる宿泊施設であること。

（イ）旅館業法第3条第1項の規定による旅館・ホテル営業の許可（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第3条の規定により当該許可を受けて旅館・ホテル営業を営むとみなされる場合を含む。）を有する宿泊施設であること。

（ウ）上記アの研修会場（長崎県庁行政棟）から徒歩による距離が1.5キロメートル以内に所在する宿泊施設であること。

（エ）上記ウの期間中、上記イの予想延べ宿泊数の全てについて、シングルルーム（翌日の朝食込み）での宿泊サービスを提供できること。なお、上記イの予想延べ宿泊数については、公告日現在で予想される宿泊数の上限であり、落札日以降において減じることがある（変更が判明した場合は直ちに落札者へ連絡する。）。

(2) 宿泊施設借上げの特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年3月31日から令和3年4月13日まで

(4) 履行場所

契約する宿泊施設

(5) 入札の方法

入札書には、1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）を記載すること。

また、予想延べ宿泊数とした場合の総見積価格（入札単価に予想延べ宿泊数を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

競争入札の参加者の資格等（令和3年長崎県告示第133号）により、入札参加資格を得ていること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、本県所定の一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、次の提出場所へ持参により提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部人事課

（電話）095-895-2153

4 契約条項を示す場所

3の部局とする。

5 入札説明書の交付

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は入札説明書による。
- (2) 入札説明書は、この公告の日から3に掲げる場所において交付する。

6 入札の日時及び場所

令和3年3月10日 午前10時 長崎県庁4階401会議室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書の写しを入札執行者に提示すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金として、入札書に記載する1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に予想延べ宿泊数を乗じて得た総見積金額の100分の5以上の金額を、現金又は支払地が県内で銀行が振出人である小切手により入札開始前に納付すること。

入札保証金は、落札されなかった者には、入札終了後、直ちに返還する。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還する。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（総見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結時に契約する1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に予想延べ宿泊数を乗じて得た総見積金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（総見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(7)までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 11 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 12 その他
- その他、詳細は入札説明書による。

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
南島原市	R元年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 塔之坂	令和3年2月9日

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ福田店
長崎県諫早市福田町273番1 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年9月26日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,530平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物北西側 53台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物敷地北西側 9台

建物敷地南西側 7台 計16台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物北西側 45.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物敷地北東側 7.20立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ドラッグストアモリ 24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地北西側 1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和3年1月25日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス諫早幸町店

長崎県諫早市幸町155番1

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社N T T西日本アセット・プランニング 代表取締役 松本 順一

大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年10月5日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,745平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物西側及び南側 63台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物敷地南側 12台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 36平方メートル

建物南側 91平方メートル 計127平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内西側 10.53立方メートル

建物内南側 14.59立方メートル 計25.12立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ダイレックス株式会社 午前9時から午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地南側 2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和3年2月4日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年2月19日

長崎県知事 中村 法道

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県全域	令和3年3月1日から 令和3年3月31日まで

公安委員会規則

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月19日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

長崎県公安委員会規則第1号

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 警察本部 第1節 分課（第4条—<u>第10条</u>） 第2節 事務分掌（<u>第11条—第44条</u>） 第3節 職制 第1款 部課長等（<u>第45条—第49条</u>） 第2款 附置機関の長等（<u>第50条—第83条</u>） 第3款 参事官等（<u>第84条—第92条</u>） 第4款 次席調査官等（<u>第93条—第97条</u>） 第5款 係長その他（<u>第98条—第106条</u>） 第4節 警察学校（<u>第107条—第118条</u>） 第3章 警察署（<u>第119条—第126条</u>） 第4章 委任（<u>第127条</u>） 附則 （警務部の分課） 第4条 警務部に次の課を置く。 （1）～（7） 略 （8）及び（9） 略 2 総務課に公安委員会補佐室及び取調べ監督室を、広報相談課に広報室、犯罪被害者支援室、情報公開センター、警察安全相談室及び音楽隊を、会計課に監査室を、警務課に企画室及び人材育成室を、装備施設課に施設管理室を、情報管理課に電算企画開発室を、厚生課に健康管理室を置く。 （地域部の分課） <u>第6条 略</u> 2 地域課に<u>地域企画指導室、鉄道警察隊及び航空隊</u>を置く。 （刑事部の分課） <u>第7条 略</u> 2 刑事総務課に捜査支援室、取調べ指導室及び渉外捜査室を、捜査第一課に検視官室を、組織犯罪対策課に<u>特殊詐欺捜査室及び行政・企業対象暴力対策室</u>を、鑑識課に機動鑑識隊を置く。 <u>第8条 略</u> （警備部の分課） <u>第9条 略</u> 2 警備課に<u>危機管理対策室を、外事課に国際テロ対策室</u>を置く。 <u>第10条及び第11条 略</u> （広報相談課の事務） <u>第12条</u> 警務部広報相談課の所掌事務は、次のとおりとする。 （1）及び（2） 略 （3） <u>情報公開センター</u>に関すること。 （4）及び（5） 略	目次 第1章 略 第2章 警察本部 第1節 分課（第4条—<u>第11条</u>） 第2節 事務分掌（<u>第12条—第43条</u>） 第3節 職制 第1款 部課長等（<u>第44条—第50条</u>） 第2款 附置機関の長等（<u>第51条—第70条</u>） 第3款 参事官等（<u>第71条—第78条</u>） 第4款 次席調査官等（<u>第79条—第84条</u>） 第5款 係長その他（<u>第85条—第90条</u>） 第4節 警察学校（<u>第91条—第101条の2</u>） 第3章 警察署（<u>第102条—第111条</u>） 第4章 委任（<u>第112条</u>） 附則 （警務部の分課） 第4条 警務部に次の課を置く。 （1）～（7） 略 <u>（8）教養課</u> <u>（9）及び（10） 略</u> 2 総務課に公安委員会補佐室及び取調べ監督室を、広報相談課に広報室、犯罪被害者支援室、情報公開室、警察安全相談室及び音楽隊を、会計課に監査室を、警務課に企画室を、装備施設課に施設管理室を、情報管理課に電算企画開発室を、<u>教養課に術科指導室を、厚生課に健康管理室</u>を置く。 （地域部の分課） <u>第5条の2 略</u> 2 地域課に<u>地域企画室、地域指導室、鉄道警察隊、航空隊及び初動警察支援隊</u>を置く。 （刑事部の分課） <u>第6条 略</u> 2 刑事総務課に捜査支援室、取調べ指導室及び渉外捜査室を、捜査第一課に検視官室を、<u>捜査第二課に特殊詐欺捜査室を、組織犯罪対策課に行政・企業対象暴力対策室を、鑑識課に機動鑑識隊</u>を置く。 <u>第7条 略</u> （警備部の分課） <u>第8条 略</u> 2 外事課に国際テロ対策室を置く。 <u>第9条 削除</u> <u>第10条 削除</u> <u>第11条及び第12条 略</u> （広報相談課の事務） <u>第13条</u> 警務部広報相談課の所掌事務は、次のとおりとする。 （1）及び（2） 略 （3） <u>情報公開室</u>に関すること。 （4）及び（5） 略

2及び3 略

4 情報公開センターは、情報の公開及び個人情報の保護並びに公文書類の管理に関する事務を行う。

5及び6 略

第13条 略
(警務課の事務)

第14条 警務部警務課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 人材育成室に関すること。

(3) 略

(4)及び(5) 略

2 企画室は、所管行政の企画、立案及び総合調整、警察の組織、定員及び機構、勤務制度、提案並びに条例、規則、訓令の案等の重要文書の審査に関する事務を行う。

3 人材育成室は、人事及び服務、募集及び試験、職場教養、学校教養、術科教養、機関誌の発行並びに武道館の管理に関する事務を行う。
(装備施設課の事務)

第15条 警務部装備施設課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 略

2 略

第18条及び第19条 略
(生活安全企画課の事務)

第20条 生活安全部生活安全企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 長崎県迷惑行為等防止条例（昭和38年長崎県条例第59条）の施行に関すること。

(6) 酩酊者・行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

(7) 自殺統計に関すること。

(8)及び(9) 略

2 犯罪抑止対策室は、犯罪抑止対策及び特殊詐欺抑止対策の推進並びに子供・女性を対象とする犯罪等の前兆事案に係る情報分析及び先制・予防的活動に関する事務を行う。
(人身安全対策課の事務)

第21条 生活安全部人身安全対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。

(7) 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）の施行に関すること。

2及び3 略

4 情報公開室は、情報の公開及び個人情報の保護並びに公文書類の管理に関する事務を行う。

5及び6 略

第14条 略
(警務課の事務)

第15条 警務部警務課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 人事及び服務に関すること。

(4) 募集及び試験に関すること。

(5)及び(6) 略

2 企画室は、警察行政の企画及び総合調整、警察の組織、定員及び機構、勤務制度及び勤務条件、提案並びに条例、規則、訓令の案等の重要文書の審査に関する事務を行う。

(装備施設課の事務)

第15条の2 警務部装備施設課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 機動装備隊の運用に関すること。

(5) 略

2 略
(教養課の事務)

第18条 警務部教養課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 職場教養に関すること。

(2) 学校教養に関すること。

(3) 術科指導室に関すること。

(4) 機関誌の発行に関すること。

(5) 武道館の管理に関すること。

2 術科指導室は、術科教養に関する事務を行う。

第19条及び第20条 略
(生活安全企画課の事務)

第21条 生活安全部生活安全企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5)及び(6) 略

2 犯罪抑止対策室は、犯罪抑止対策及び特殊詐欺抑止対策の推進に関する事務を行う。
(人身安全対策課の事務)

第21条の2 人身安全対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 長崎県迷惑行為等防止条例（昭和38年長崎県条例第59号）の施行に関すること。

(7) 子供・女性を対象とする性犯罪等の前兆事案に係る情報分析及び先制・予防的活動に関すること。

(8) 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要す

(8) 略 第22条～第24条 略 (地域課の事務) 第25条 地域部地域課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>地域企画指導室</u>に関すること。 (6)及び(7) 略 (8)～(10) 略 2 <u>地域企画指導室</u>は、地域警察の企画、調整及び指導に関する事務を行う。 3及び4 略 第26条及び第27条 略 (刑事総務課の事務) 第28条 略 2 捜査支援室は、捜査手配及び共助（国際捜査共助を除く。）、<u>手口捜査</u>、犯罪統計並びに犯罪捜査の支援に関する事務を行う。 3及び4 略 (捜査第一課の事務) 第29条 刑事部捜査第一課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7)～(9) 略 2 略 (捜査第二課の事務) 第30条 刑事部捜査第二課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (組織犯罪対策課の事務) 第31条 刑事部組織犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>特殊詐欺捜査室</u>に関すること。 (6)～(11) 略 (12) 通訳に関すること。 2 <u>特殊詐欺捜査室</u>は、特殊詐欺の捜査に関する事務を行う。 3 略 第32条～第37条 略 (運転免許管理課の事務) 第38条 交通部運転免許管理課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 略	る者の保護に関すること。 (9) 略 (10) <u>自殺統計</u>に関すること。 第22条及び第23条 <u>削除</u> 第24条～第25条の2 略 (地域課の事務) 第25条の3 地域部地域課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>地域企画室</u>に関すること。 (6) <u>地域指導室</u>に関すること。 (7)及び(8) 略 (9) <u>初動警察支援隊</u>に関すること。 (10)～(12) 略 2 <u>地域企画室</u>は、地域警察の企画及び調整に関する事務を行う。 3 <u>地域指導室</u>は、地域警察の指導に関する事務を行う。 4及び5 略 6 <u>初動警察支援隊</u>は、<u>初動警察支援活動</u>及びこれに付随する事務を行う。 第25条の4及び第25条の5 略 (刑事総務課の事務) 第26条 略 2 捜査支援室は、捜査手配及び共助（国際捜査共助を除く。）、犯罪統計並びに犯罪捜査の支援に関する事務を行う。 3及び4 略 (捜査第一課の事務) 第26条の2 刑事部捜査第一課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) <u>手口捜査</u>に関すること。 (8)～(10) 略 2 略 (捜査第二課の事務) 第27条 刑事部捜査第二課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>特殊詐欺捜査室</u>に関すること。 2 <u>特殊詐欺捜査室</u>は、特殊詐欺の捜査に関する事務を行う。 (組織犯罪対策課の事務) 第28条 刑事部組織犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5)～(10) 略 (11) <u>通訳センター</u>に関すること。 2 略 第29条～第34条 略 (運転免許管理課の事務) 第35条 交通部運転免許管理課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>運転免許の欠格審査</u>に関すること。 (2) 略
---	--

(2)～(4) 略

2 運転免許試験場は、運転免許及び運転免許試験、運転免許の行政処分並びに自動車教習所に関する事務を行う。

3 安全運転学校は、運転免許に係る講習に関する事務を行う。

4 長崎運転免許センターは、運転免許及び運転免許試験並びに運転免許に係る講習に関する事務を行う。

第39条～第41条 略

(警備課の事務)

第42条 警備部警備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 治安警備に関すること。

(2) 危機管理対策室に関すること。

(3)～(5) 略

2 危機管理対策室は、緊急事態に対処するための計画及びその実施並びに災害警備（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事務を行う。

第43条及び第44条 略

第45条～第48条 略

第49条 略

第50条～第53条 略

(情報公開センター長)

第54条 情報公開センターにセンター長を置く。

2 センター長は、上司の命を受け、情報公開センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第55条～第58条 略

(人材育成室長)

第59条 人材育成室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、人材育成室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第60条及び第61条 略

第62条 略

第64条及び第65条 略

(地域企画指導室長)

(3) 運転免許の不適合データの登録及び通報に関すること。

(4)～(6) 略

2 運転免許試験場は、運転免許試験、免許証の更新等、安全運転相談及び自動車教習所に関する事務並びに国際運転免許証、外国運転免許証及び国外運転免許証に関する事務を行う。

3 長崎運転免許センターは、運転免許試験、免許証の更新等及び安全運転相談に関する事務並びに国際運転免許証に関する事務を行う。

4 安全運転学校は、運転適性検査及び運転免許の行政処分に関連する講習並びに運転免許に係る各種講習の企画及び指導に関する事務を行う。

第36条～第38条 略

(警備課の事務)

第39条 警備部警備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

(2) 治安警備及び災害警備（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(3)～(5) 略

第40条及び第41条 略

第42条 削除

第43条 削除

第44条～第47条 略

第48条 削除

第49条 削除

第50条 略

第51条 削除

第52条～第53条の3 略

(情報公開室長)

第53条の4 情報公開室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、情報公開室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第54条～第57条 略

第58条 削除

第59条及び第59条の2 略

(術科指導室長)

第60条 術科指導室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、術科指導室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第61条 略

第62条 削除

第64条 削除

第65条及び第65条の2 略

(地域企画室長)

第66条 地域企画指導室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、地域企画指導室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第67条及び第68条 略

第69条～第80条 略

(危機管理対策室長)

第81条 危機管理対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、危機管理対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第82条 略

(階級)

第83条 略

2 取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、航空隊長、少年サポートセンター長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長及び長崎運転免許センター長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。

第84条 略

(参事官)

第85条 略

2 参事官は、上司の命を受け、部の事務のうち重要事項について総括整理する。

第86条及び第87条 略

(政策調整官)

第88条 警務課に政策調整官を置く。

2 政策調整官は、上司の命を受け、課の事務のうち重要事項に係るものの企画、立案及び調整に関する事務に参画し、部下職員を指揮監督する。

(管理官)

第89条 略

2 管理官は、上司の命を受け、課の事務のうち重要事項に係るものを整理し、部下職員を指揮監督する。

(調査官)

第90条 略

2 調査官は、上司の命を受け、各課等の事務のうち、特定事項に係るものを整理し、部下職員を指揮監督する。

(特別研究員)

第91条 略

2 特別研究員は、上司の命を受け、科学捜査研究所の事務のうち特定事項に係るものを整理し、部下職員を指揮監督する。

第65条の3 地域企画室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、地域企画室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(地域指導室長)

第65条の4 地域指導室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、地域指導室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第65条の5及び第65条の6 略

(初動警察支援隊長)

第65条の7 初動警察支援隊に隊長を置く。

2 隊長は、上司の命を受け、初動警察支援隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第66条～第69条の2 略

第69条の3 略

(階級)

第70条 略

2 取調べ監督室長、情報公開室長、警察安全相談室長、音楽隊長、術科指導室長、鉄道警察隊長、航空隊長、初動警察支援隊長、少年サポートセンター長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長及び長崎運転免許センター長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。

第71条 略

(参事官)

第72条 略

2 参事官は、上司の命を受け、部の事務のうち重要な事項について総括整理する。

第73条及び第74条 略

(管理官)

第75条 略

2 管理官は、上司の命を受け、課の事務のうち重要事項に係るものを総括整理する。

(調査官)

第76条 略

2 調査官は、上司の命を受け、各課等の事務で重要なもののうち特定事項に係るものについて、調査、企画、立案及び指導に当たり、関係事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(特別研究員)

第76条の2 略

2 特別研究員は、上司の命を受け、法医、理化学及び人文科学のうち特に重要な事項についての調査、研究及び鑑定に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

第77条 削除

(階級)

第92条 首席参事官、上席監察官、監察官及び政策調整官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2及び3 略

(次席調査官等)

第93条 各課及び科学捜査研究所に次席調査官又は次席（以下「次席調査官等」という。）を置く。ただし、政策調整官又は管理官を置く課にあつては、原則として次席調査官等を置かないものとする。

2 次席調査官等は、課長又は科学捜査研究所長を補佐して、課又は科学捜査研究所の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

3 政策調整官又は管理官を置き、次席調査官等を置かない課にあつては、次席調査官等の職務は、政策調整官又は管理官が行うものとする。

(副隊長)

第94条 略

2 副隊長は、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は機動隊長を補佐して、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊又は機動隊の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(課長補佐等)

第95条 各課等に、必要に応じ、課長補佐、所長補佐又は隊長補佐を置き、高速道路交通警察隊に、分駐隊長を置く。

2 課長補佐、所長補佐、隊長補佐又は分駐隊長は、担当事務の処理について、課長、科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は機動隊長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(専門研究員)

第96条 略

2 専門研究員は、上司の命を受け、科学捜査研究所の事務のうち重要な事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第97条 略

第98条及び第99条 略

(上級研究員)

第100条 略

2 上級研究員は、上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第101条 略

(主任)

第102条 略

2 主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(主任研究員)

第103条 略

2 主任研究員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(階級)

第78条 首席参事官、上席監察官及び監察官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2及び3 略

(次席調査官等)

第79条 各課及び科学捜査研究所に次席調査官又は次席（以下「次席調査官等」という。）を置く。ただし、管理官を置く課にあつては、原則として次席調査官等を置かないものとする。

2 次席調査官等は、課長又は科学捜査研究所長を補佐して、課又は科学捜査研究所の事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

3 管理官を置き、次席調査官等を置かない課にあつては、次席調査官等の職務は、管理官が行うものとする。

(副隊長)

第80条 略

2 副隊長は、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は機動隊長を補佐して、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊又は機動隊の事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

(課長補佐等)

第81条 各課等に、必要に応じ、課長補佐、所長補佐又は隊長補佐を置く。

2 課長補佐、所長補佐又は隊長補佐は、担当事務の処理について、課長、科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は機動隊長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(専門研究員)

第82条 略

2 専門研究員は、上司の命を受け、法医、理化学及び人文科学のうち重要な事項についての調査、研究及び鑑定に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第83条 削除

第84条 略

(総括係長)

第85条 各課等の係に、必要に応じ、総括係長を置く。

2 総括係長は、上司の命を受け、係の事務を総括して、部下職員を指揮監督する。

第85条の2及び第86条 略

(上級研究員)

第86条の2 略

2 上級研究員は、上司の命を受け、係の事務についての調査、研究及び鑑定に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第87条 略

(主任)

第88条 略

2 主任は、上司の命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(主任研究員)

第88条の2 略

2 主任研究員は、上司の命を受け、担当事務についての調査、研究及び鑑定に関する事務を処理し、部下職員を指揮

第104条 略

(研究員)

第105条 略

2 研究員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

第106条～第110条 略

(副校長)

第111条 略

2 副校長は、校長を補佐して、警察学校の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(教授)

第112条 略

2 教授は、上司の命を受け、警察学校の事務のうち教養訓練に関する事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(教官)

第113条 略

2 教官は、上司の命を受け、学生を教養訓練し、部下職員を指揮監督する。

第114条及び第115条 略

(副調査官)

第116条 略

2 副調査官は、上司の命を受け、警察学校の事務のうち重要な事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(係長等)

第117条 略

2 係長、主査、主任及び係員の職務については第99条第2項、第101条第2項、第102条第2項及び第104条第2項の規定を適用する。

(階級)

第118条 略

2～5 略

6 副調査官、係長、主査、主任及び係員については、第106条の規定を運用する。

第119条 略

(分課等)

第120条 略

2 警察署に置く課、隊及びその所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

3及び4 略

第121条 略

(副署長)

第122条 略

2 略

3 副署長は、署長を補佐して、警察署の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(会計官、地域交通官、刑事官及び警備官)

第123条 略

2 略

3 会計官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち会計に関する事務を整理し、部下職員を指揮監督する。4 地域交通官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち地域警察及び交通警察に関する事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

監督する。

第89条 略

(研究員)

第89条の2 略

2 研究員は、上司の命を受け、担当事務についての調査、研究及び鑑定に関する事務に従事する。

第90条～第94条 略

(副校長)

第95条 略

2 副校長は、校長を補佐して、警察学校の事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

(教授)

第96条 略

2 教授は、上司の命を受け、学生を教養訓練する。

(教官)

第97条 略

2 教官は、上司の命を受け、学生を教養訓練する。

第98条及び第99条 略

(副調査官)

第100条 略

2 副調査官は、上司の命を受け、警察学校の事務のうち、特定事項に係るものについて、調査、企画及び立案に当たる。

(係長等)

第101条 略

2 係長、主査、主任及び係員の職務については第86条第2項、第87条第2項、第88条第2項及び第89条第2項の規定を適用する。

(階級)

第101条の2 略

2～5 略

6 副調査官、係長、主査、主任及び係員については、第90条の規定を運用する。

第102条 略

(分課等)

第103条 略

2 警察署に置く課、隊及びその所掌事務は、別表第3に掲げるとおりとする。

3及び4 略

第104条 略

(副署長)

第105条 略

2 略

3 副署長は、署長を補佐して、警察署の事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

(会計官、地域交通官、刑事官及び警備官)

第106条 略

2 略

3 会計官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち会計に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。4 地域交通官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち地域警察及び交通警察に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

5 刑事官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち刑事警察及び生活安全警察に関する事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

6 警備官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち警備警察に関する事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

第124条 略

第125条 略

(副調査官、係長、主査、主任及び係員)

第126条 略

2 副調査官、係長、主査、主任及び係員の職務並びにこれらの職に充てる職員については、第98条第2項、第99条第2項、第101条第2項、第102条第2項、第104条第2項及び第106条の規定を適用する。

第127条 略

別表第2 (第120条関係)

警察署	課	所 掌 事 務
長崎 佐世保	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課及び厚生課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	略	
	地域課	略
	捜査支援課	<u>刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関する事務</u>
	刑事第一課	略
	略	
浦上 諫早	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	略	
	地域課	略
	捜査支援課	<u>刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の</u>

5 刑事官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち刑事警察及び生活安全警察に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

6 警備官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち警備警察に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第107条 略

第108条 削除

(総括係長)

第109条 各課の係に、必要に応じ、総括係長を置く。

2 総括係長は、警部補の階級にある警察官をもって充てる。

3 総括係長は、上司の命を受け、係の事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

第110条 略

(副調査官、係長、主査、主任及び係員)

第111条 略

2 副調査官、係長、主査、主任及び係員の職務並びにこれらの職に充てる職員については、第85条の2第2項、第86条第2項、第87条第2項、第88条第2項、第89条第2項及び第90条の規定を適用する。

第112条 略

別表第2 削除

別表第3 (第103条関係)

警察署	課	所 掌 事 務
長崎 佐世保	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、 <u>教養課</u> 及び厚生課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	略	
	地域課	略
	刑事第一課	略
	略	
浦上 諫早	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、 <u>教養課</u> 、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	略	
	地域課	略

		事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関する事務			
	刑事第一課	略		刑事第一課	略
	略			略	
大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。	大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、教養課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	略			略	
西海 南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。	西海 南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、教養課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	略			略	
新上五島 杵岐 対馬北	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。	新上五島 杵岐 対馬北	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、教養課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	略			略	

附 則

この規則は、令和3年3月19日から施行する。

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月19日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

長崎県公安委員会規則第2号

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の配置定員に関する規則（平成10年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表					別表				
警 察 職 員 配 置 定 員 表					警 察 職 員 配 置 定 員 表				
区 分		警 察 官	一般職員	計	区 分		警 察 官	一般職員	計
所 属					所 属				
警 察 本 部		911	318	1,229	警 察 本 部		905	316	1,221
略					略				
小 計		1,038	324	1,362	小 計		1,032	322	1,354

警 察 署	長 崎 警 察 署	293	17	310
	略			
	時 津 警 察 署	108	10	118
	略			
	諫 早 警 察 署	174	8	182
	雲 仙 警 察 署	73	6	79
	略			
	大 村 警 察 署	118	10	128
	略			
	早 岐 警 察 署	87	8	95
	佐 世 保 警 察 署	217	12	229
	相 浦 警 察 署	57	4	61
	略			
	五 島 警 察 署	64	5	69
	略			
小 計		2,037	150	2,187
略				

警 察 署	長 崎 警 察 署	296	17	313
	略			
	時 津 警 察 署	107	10	117
	略			
	諫 早 警 察 署	175	9	184
	雲 仙 警 察 署	74	6	80
	略			
	大 村 警 察 署	118	9	127
	略			
	早 岐 警 察 署	87	7	94
	佐 世 保 警 察 署	218	12	230
	相 浦 警 察 署	58	4	62
	略			
	五 島 警 察 署	64	8	72
	略			
小 計		2,043	152	2,195
略				

附 則

この規則は、令和3年3月19日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年2月19日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

1 検定を行う警備業務の種別及び区分

貴重品運搬警備業務2級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

(1) 日時

令和3年5月20日（木）午前10時から午後6時までの間

(2) 場所

長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール

(3) 検定予定人員

20人

3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 長崎県内に住所を有する者

(2) 長崎県内の営業所に属する警備員

4 検定試験内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に

関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申請時間	申 請 先
令和3年2月24日（水）から同年3月3日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また郵送による検定申請は、受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料

16,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

長崎県公安委員会告示第4号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定により、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので公示する。

令和3年2月19日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
畑島 智正	対馬北警察署の管轄区域	令和3年2月9日

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学大型バス運行管理業務について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

長崎県公立大学法人理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 運行管理業務の名称
長崎県立大学大型バス運行管理業務
- (2) 運行管理業務の内容等
入札説明書による。
- (3) 運行管理期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- (4) 車両保管場所
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校
- (5) 入札の方法
 - ア 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す基本業務運行料の単価及び時間外業務運行料等の単価により算出した年間の合計金額とすること。
 - イ 落札の決定は、入札書に記載した運行管理業務料金の年間予定総額によって行う。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。
- (3) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 資格審査申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から4の部局において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手す

ることもできる。

(2) 申請書の提出方法

申請書を提出する者は、申請書に次の書類を添え、令和3年3月10日（水）17時00分までに4の部局に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人事務局総務課総務グループ

（電話）0956-47-2191

5 契約事項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和3年3月3日（水）17時00分までの間

（大学の休日及び2月25日（木）（前期入試日程）を除く。2月24日（水）は入試準備による立ち入り制限のため、24日交付希望の場合は以下の（場所）のうち、受け取りを希望する部局に事前に連絡すること。）

（場所）4の部局又は以下の部局

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和3年3月17日（水）13時30分開始

（場所）長崎県立大学佐世保校 大学院棟2階616教室

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除処置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この契約は、単価契約とする。

(3) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一
二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥
印刷